令和 6 年 5 月 2 日

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局地域振興部
市民活動推進センター
担当：伊藤（228-8039）

特定非営利活動促進法の閲覧事務における個人情報の漏えいについて

スポーツ市民局地域振興部市民活動推進センターにおいて、下記のとおり個人情報の漏えいがありましたので、ご報告します。

記

1　発覚年月日
令和 6 年 4 月 20 日（土）、27 日（土）

2　概要
（1）令和 6 年 4 月 20 日（土）特定非営利活動法人（以下「法人」といいます。）Ａから提出された事業報告書等を内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイト（以下「サイト」といいます。）へ掲載するにあたり、黒塗りすべき情報の有無について確認を行った際、概ね 2 年間に渡り個人の住所又は居所に係る記載（以下「住居の記載」といいます。）が、サイトで閲覧可能な状況になっていることが判明しました。
（2）（1）を受け、サイトで事業報告書等を掲載しているすべての法人について確認したところ、他にも法人Ｂの１名分の住居の記載が概ね 1 年間に渡り閲覧可能でした。

3　当該情報に記載されていた内容
（1）法人Ａの役員５名分の住居の記載（令和 6 年 4 月 20 日(土)判明）
（2）法人Ｂの役員１名分の住居の記載（令和 6 年 4 月 27 日(土)判明）

4　対応
（1）判明当日、当該文書の住居の記載を黒塗りしてサイトに再掲しました。
（2）当該２法人に謝罪しました。なお、この個人情報漏洩による影響は確認されておりません。

5　原因

・サイトに掲載する際はダブルチェックを実施していたものの、今回対象となった書類には、名簿や個人情報欄がなく、ほとんどの法人において住居の記載がないこともあり、本件書類においても住居の記載がないものと思い込み、ダブルチェックが有効に機能しなかったため。

6　再発防止策

・通常、記載されることが想定されない書類においても、個人情報が記載される可能性があることに関して継続的に注意喚起し、適切なチェックを行います。
・法人に対し閲覧の対象となる書類には記載の必要がない個人情報等を記載しないよう協力を求めます。